

八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所設置条例

〔 昭和 5 9 年 3 月 3 1 日
条 例 第 4 号 〕

改正 昭和 6 1 年 3 月 2 7 日 条例 第 2 号 平成 5 年 8 月 2 7 日 条例 第 2 号
平成 1 7 年 3 月 2 8 日 条例 第 5 号 平成 2 6 年 3 月 1 7 日 条例 第 4 号
平成 2 8 年 9 月 2 6 日 条例 第 7 号 令和 元 年 7 月 1 8 日 条例 第 1 号

（目的及び設置）

第 1 条 この条例は、休日、夜間における地域住民の応急医療を行うため、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所として、八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所（以下「診療所」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（位置）

第 2 条 診療所は、八幡浜市大平 1 番耕地 6 3 8 番地に置く。

（組織）

第 3 条 診療所の適正かつ円滑なる運営を図るため、組合長の諮問機関として、診療所運営委員会を設けるほか、必要な職員を配置する。

（診療）

第 4 条 診療所は、応急医療に必要な診断、治療等（以下「診療」という。）を行うものとする。

2 診療所で行う診療科目は、内科、小児科及び外科とする。

（診療所及び診療時間）

第 5 条 応急医療の診療は、診療所及び在宅当番制で行うものとし、それぞれの診療日及び診療時間は次のとおりとする。

| 区 分 | 診 療 日 | 診 療 時 間 |
|-----|------------------------|------------------------|
| 診療所 | 週日（在宅当番医制で診療する木曜日を除く。） | 午後 8 時から 午後 1 1 時まで |

| | | |
|--------|--|-------------------|
| | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年始、年末（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで） | 午前9時から 午後6時まで |
| 在宅当番医制 | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年始、年末（1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで） 木曜日 | 午後8時から 午後11時まで |

2 前項に定める診療時間以外の診療については、八幡浜地区施設事務組合消防署を窓口とし急患に対応する。

（費用の徴収）

第6条 組合長は、診療所で診療を受けたものについて、そのつど診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に定める診療報酬点数表により算定した額を徴収する。

2 組合長は、診療所の発行する文書については、次のとおり手数料を徴収する。

| 区 分 | 単 位 | 金 額 |
|--------|-----|--------|
| 特殊診断書 | 1 通 | 3,300円 |
| 死亡診断書 | 1 通 | 2,200円 |
| 死体検案書 | 1 通 | 5,500円 |
| 一般診断書 | 1 通 | 1,650円 |
| 簡易な証明書 | 1 通 | 1,100円 |

3 前2項について、組合長はやむを得ない理由があると認めるときは、費用等の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は免除することができる。

（診療の制限）

第7条 組合長は、診療を受ける者等が指示に従わないときは、診療を行わないことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第2号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合休日、夜間急患センター設置条例第6条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以降に納付義務の生じた費用等について適用し、同日前に納付義務の生じた費用等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、八幡浜地区施設事務組合規約の一部を改正する規約(平成28年10月24日愛媛県指令28市第662号)の施行の日から施行する。

(八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(八幡浜地区施設事務組合特別会計条例の一部改正)

3 八幡浜地区施設事務組合特別会計条例（昭和58年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（八幡浜地区施設事務組合職員定数条例の一部改正）

5 八幡浜地区施設事務組合職員定数条例（昭和58年条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八幡浜地区施設事務組合一次救急休日・夜間診療所設置条例第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に納付義務の生じた費用について適用し、同日前に納付義務の生じた費用については、なお従前の例による。